

2021年10月18日発行



宮城労働局メールマガジン



目 次

1. 11月は「過労死等防止啓発月間」です。
2. 働き方改革推進支援助成金（「労働時間短縮・年休促進支援コース」「勤務間インターバル導入コース」「労働時間適正管理推進コース」）の交付申請受付を終了しました。
3. 小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付等を再開しました
4. 男性の育児休業取得促進セミナーを開催します
5. 母性健康管理研修会のご案内
6. 職務分析・職務評価のご案内

-
1. 11月は「過労死等防止啓発月間」です。
-

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすための「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催のほか、過労死等を防止するための重要性について関心と理解を深める取組を行っています。

宮城県内で行われるシンポジウム、過重労働解消相談ダイヤル、セミナー（オンライン開催）については、次のとおりです。

過労死等を防止するため、経営トップをはじめとした皆さまの積極的な取組をお願いいたします。

◆過労死等防止対策推進シンポジウム

日 時 11月15日（月）13:30～15:30

会 場 エル・パーク仙台 5階 セミナーホール
（仙台市青葉区一番町4丁目11-1）

※事前申込が必要です。（参加無料）

●申込先

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushi sympo>

◆過重労働相談受付集中週間

過重労働をはじめとした労働基準関係法令違反が疑われる相談を積極的に受付します。

日 時 10月31日（日）から11月6日（土）

◆過重労働解消相談ダイヤル

過重労働をはじめとした労働条件全般にわたっての相談に対応します。

日時 11月6(土) 9:00~17:00

電話 0120-794-713

◆過重労働解消のためのセミナー

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施しています。(無料でどなたでも参加できます。)

日時 令和3年9月から12月

実施方法 オンライン開催

●専用ホームページ [https://kajyu-kaisyou-
lec.com](https://kajyu-kaisyou-lec.com)

【お問合せ先】 監督課(022-299-8838)

2. 働き方改革推進支援助成金(「労働時間短縮・年休促進支援コース」「勤務間インターバル導入コース」「労働時間適正管理推進コース」)の交付申請受付を終了しました。

働き方改革推進支援助成金の交付申請受付期限は令和3年11月30日でしたが、多数の申請がありましたので、「労働時間短縮・年休促進支援コース」「勤務間インターバル導入コース」「労働時間適正管理推進コース」については、本年度の交付申請の受付は令和3年10月15日で終了となりました。

■詳細はこちらをご覧ください

①労働時間短縮・年休促進支援コース

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/
bunya/0000120692.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html)

②勤務間インターバル導入コース

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
0000150891.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html)

③労働時間適正管理推進コース

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
0000150891_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891_00001.html)

【お問合せ先】 雇用環境・均等室022-299-8834

3. 小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付等を再開しました

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業や、子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した等の理由で小学校等を休んだことにより仕事を休まざるをえない保護者の皆様に支援するため、令和3年8月1日から同年12月末までの休暇を対象として「小学校休業等対応助成金・支援金」の申請受付を開始しました。

助成金は労働者を雇用する事業主の方、支援金は委託を受けて個人で仕事をする方が対象です。

○支給額

【助成金】：有給休暇（労基法上の年次有給休暇以外）に支払った賃金相当額×10/10

※支給上限あり。1日当たり13,500円（緊急事態宣言対象区域・まん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（以下「対象地域」）に事業所のある企業：15,000円）

【支援金】：就業できなかった日について、1日あたり6,750円（定額）

（申請の対象期間中に対象地域に住所を有する方：7,500円）（定額）

また、労働者からの相談内容に応じて企業への本助成金活用の働きかけ等を行うため、宮城労働局に「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を設置しました。

■詳細はこちらをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21293.html

■本助成金・支援金の問合せ先：電話（フリーダイヤル）0120-60-3999、受付時間9：00～21：00（土日・祝日含む）

■特別相談窓口（宮城労働局雇用環境・均等室）：電話022-299-8844、受付時間 8：30～17：15（土日・祝日・年末年始を除く）

4. 男性の育児休業取得促進セミナーを開催します

◆主な内容

- ・職場内研修実施のポイント解説
- ・先進企業の取組事例紹介
- ・グループワーク

男性の育児参画は、「育児をしたい」という男性の希望の実現に加え、企業にとっても、働き方の見直しにつながるなどのメリットがあります。育休取得のメリットや取組事例、令和4年4月1日以降順次施行される改正育児・介護休業法の新制度についても解説します。

日 時：2021年11月9日（火）
開催形式：Z o o m W E B セミナー
定 員：定員300名（参加費無料）
申込方法：W E B、Eメール

●詳細

<https://www.tokiorisk.co.jp/seminar/2021/ikumen2021.html>

【お問合せ先】

男性の育児休業取得促進事業セミナー事務局
(03-5288-6583)

5. 母性健康管理研修会のご案内

女性労働者が妊娠・出産期を迎えても安心して働き続けられるようにするためには、男女雇用機会均等法や労働基準法に基づく母性健康管理や母性保護が適切に実施されることが重要です。

（一財）女性労働協会では、厚生労働省の委託を受けて、令和3年7月に改正された母性健康管理指導事項連絡カードやコロナ禍における妊産婦への対応等について、事業主や人事労務担当者等を対象とした「母性健康管理研修会」を開催しています。

研修会は10月から12月にかけて全9回、オンライン配信（ZOOM）による開催です。参加は無料、申し込みは専用サイトからお願いいたします。

●（一財）女性労働協会

お問合せ先：03-3456-4410

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/kenshu/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

6. 職務分析・職務評価のご案内

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内における正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差を禁止しています。

特に基本給については、様々な要素に基づき支払われているため、待遇差が不合理かどうかについて判断が容易ではないケースが想定されます。

職務分析・職務評価は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の基本給について、待遇差が不合理かどうかの判断や、公正な待遇を確保するため、賃金制度を検討する際に有効です。

職務分析・職務評価を通して、正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の基本給に関する均等・均衡待遇について考えてみませんか？

パートタイム・有期雇用労働法、職務分析・職務評価に関する詳細は、パート有期ポータルサイト（<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>）をご参照ください。

【お問合せ先】 雇用環境・均等室（022-299-8844）